

第3編 付表（参考資料）

第3編 付表（参考資料）

1	工事標識等の基準	
1-1	工事標識等の設置基準	1
1-1-1	工事標識等の設置方法	1
1-2	交通安全の管理基準	1
1-2-1	道路工事を行う場合の道路標識等の設置方法	1
1-2-2	道路標識、補助標識板、表示施設及び防護施設の規格	5
1-2-3	道路標識及び補助標識板	5
1-2-4	表示施設及び防護施設	6
2	アスファルト混合物の配合設計方法	
2-1	表層用混合物の配合決定方法	7
2-2	基層混合物の配合決定方法	8
2-3	加熱アスファルト安定処理工混合物の配合決定方法	9
2-4	歩道用混合物の配合決定方法	10
2-5	配合設計の手順	11
3	試験方法	
3-1	突固め試験方法	13
3-2	盛土の品質管理方法	14
3-3	現場密度測定方法	15
3-4	骨材洗い試験方法	15
3-5	火山灰洗い試験方法	16
3-6	火山灰強熱減量試験方法	16
3-7	球体落下試験方法	17
3-8	衝撃加速度試験方法	19
3-9	区画線試験法	23
3-10	即脱型ブロックの空気量試験法	25
3-11	無収縮モルタル試験方法	25
3-12	平板載荷試験方法	26
3-13	スウェーデン式サウンディング試験方法	35
3-14	ロックボルトの引抜試験	38
3-15	六価クロム溶出試験	41
4	コンクリートの耐久性向上対策	
4-1	総則	45
4-2	コンクリート中の塩化物総量規制	45
4-3	アルカリ骨材反応抑制対策	47
5	管理データ様式	
様式-1	〇〇工事でき形測定（品質管理）総括表	50
様式-2	でき形測定結果表	51
様式-3	でき形測定取りまとめ図（取りまとめ例）	52
様式-4	舗装路面の平坦性測定	53

様式-5	土質試験結果一覧	54
様式-6	土・凍上抑制層の突固め試験	55
様式-7	現場における土の単位体積重量試験（砂置換法）	56
様式-8	盛土締固め総括表	57
様式-9	凍上抑制層・路盤工 材料試験成績一覧表	58
様式-10	凍上抑制層・下層路盤 材料のふるい分け試験一覧表	59
様式-11	路盤材料の突固め及び修正CBR試験成績表	60
様式-12	路盤材締固め度測定総括表	61
様式-13	基層・表層工の骨材試験成績一覧表	62
様式-14	ふるい分け試験取りまとめ図（記載例）	63
様式-15	アスファルト混合物の温度測定結果一覧表	64
様式-16	アスファルト混合物の密度試験結果一覧表	65
様式-17	計量自記記録合格判定値	66
様式-18	計量自記記録値判定成果	67
様式-19	コンクリート管理試験日報	68
様式-20	空気量、スランプ等取りまとめ図	69
様式-21	骨材試験成績一覧表	70
様式-22	コンクリート骨材ふるい分け試験取りまとめ図（記載例）	71
様式-23	コンクリート品質管理検査報告書	72
様式-24	寒中コンクリート温度管理記録表（例）	73
様式-25	レディーミクストコンクリート配合計画書	74
様式-26	レディーミクストコンクリート納品書	76
様式-27	管理試験日報（注入モルタル・プレパクトコンクリート）	77
様式-28	注水コンクリート報告書	78
様式-29	注水コンクリート配合報告書	79
様式-30	PCグラウト工試験	80
様式-31	プレストレスング管理表(1)	81
様式-32	プレストレスング管理表(2)	82
様式-33	高力ボルト締付け検査記録表	83
様式-33	高力ボルト締付け検査記録表（記載例）	84
様式-34	キャンバー測定記録表	85
様式-35	膜厚測定記録	86
様式-36	塗膜厚の度数分布表	87
様式-37	くい打込み記録表（記載例）	88
様式-38	くい貫入量測定記録図	90
様式-39	現場打ちくい施工記録表	91
様式-40	現場打ちくい管理記録図（例）	92
様式-41	井筒・深礎 施工記録表	93
様式-42	井筒・深礎 施工管理図（例）	94
様式-43	基礎工均しでき形図	95
様式-44	基礎工均しでき形平面図	96
様式-45	杭でき形管理表	97

様式-46	杭打込記録	98
様式-47	矢板でき形管理表	99
様式-48	刈幅・置幅検測結果表	100
様式-49	列間・苗間検測結果表	101
様式-50	苗木検査調書	102
様式-自-1	試験盛土による盛土締固め総括表（様式例）	103
様式-自-2	シュミットハンマーによる試験表	104
様式-自-3	平板載荷試験	105
様式-自-4(1)	スウェーデン式サウンディング試験	106
様式-自-4(2)	スウェーデン式サウンディング試験〔記載例〕	107

- 1 工事標識等の基準
- 2 アスファルト混合物の配合設計方法
- 3 試験方法
- 4 コンクリートの耐久性向上対策

1 工事標識等の基準

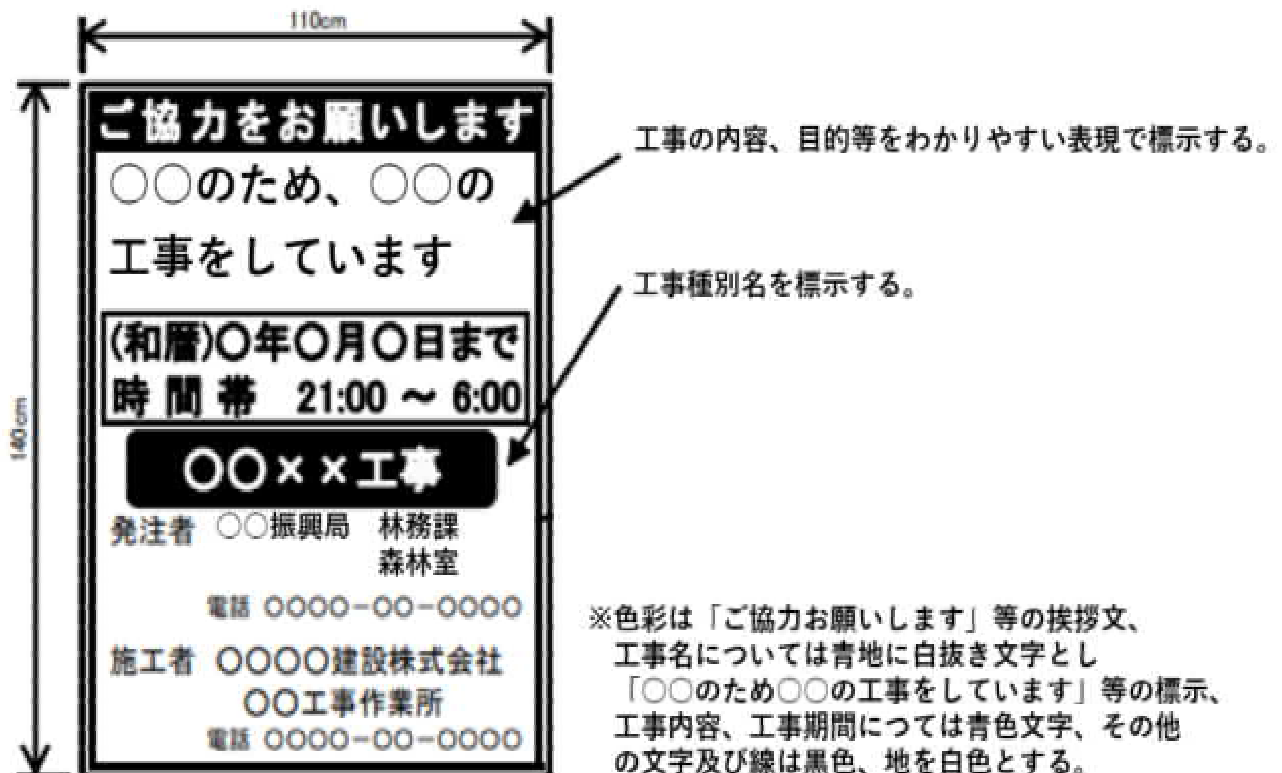
1-1 工事標識等の設置基準

1-1-1 工事標識等の設置方法

工事標識等の設置方法については、この基準によるものとする。なお、この基準に規定されていない事項については工事監督員の指示によるものとする。

[工事標識]

設置個所は、工事現場入口の一般通行人の見やすい場所とし、形式は下図のとおりとする。色彩は、文字を黒、地は白とする。



1-2 交通安全の管理基準

1-2-1 道路工事を行う場合の道路標識等の設置方法

1 道路標識等の設置方法については、この基準によるものとする。なお、この基準に規定されていない事項については工事監督員の指示によるものとする。

(1) 通行止めを行って道路工事を施工する場合

ア 片側通行めの場合

(ア) 必要とする標識等

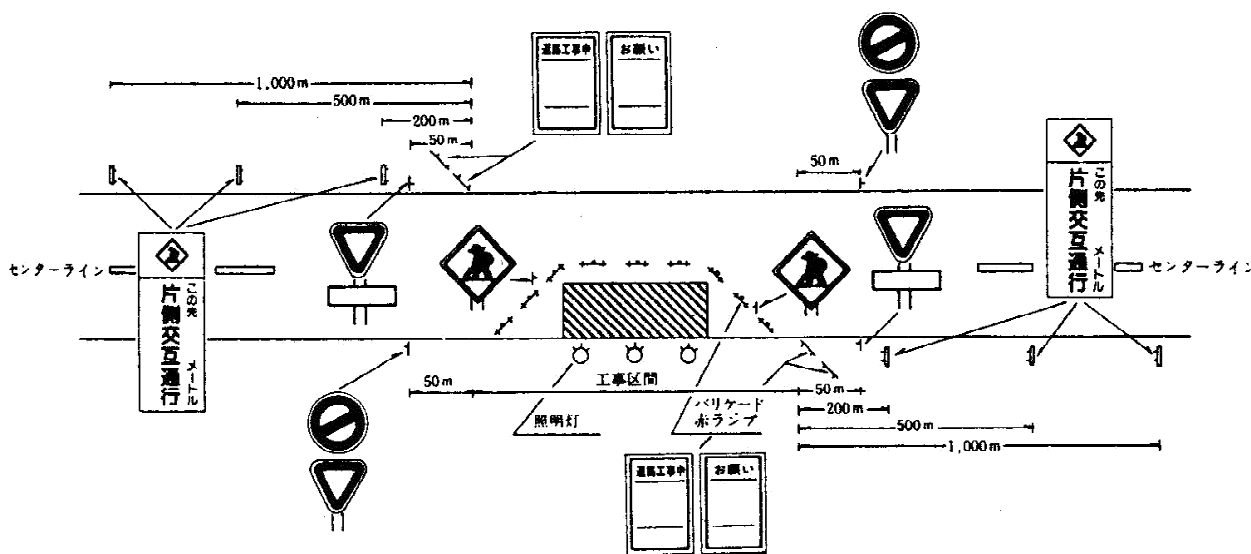
a 標識等 道路工事中 (2 1 3) 徐行 (3 2 9) お願い (様式 2) 道路工事中 (様式 3) 及び補助標識、片側交互交通予告表示板

b 防護施設等、バリケード、標識、信号機及び赤ランプ (又は黄色灯)

注 片側交互交通予告表示板について

- (a) 非分離2車線道路において片側交互交通制限によって施工するすべての工事箇所を設置される。
- (b) 工事施工箇所が移動する場合は、予告看板の設置位置についても移動させることとする。
- (c) 設置位置は、原則として、当該工事現場の車輛の停止位置の手前から200メートル、500メートル及び1,000メートルの地点に設置させる。

(イ) 設置の方法



- 注**
- (a) 道路工事を夜間に行う場合及び工事中のまま現場を夜間放置する場合には、赤ランプ（又は黄色灯）及び照明灯を必ず設置すること。
 - (b) バリケード及び標柱は、状況に応じ併設すること。
 - (c) 〔例〕は進行方向に対する最小限の設置例を示しているので、反対方向についてもこれと同様とし、現地の状況に応じ適宜増設すること。
 - (d) 工事箇所が移動した場合には、これに応じ標識等を設置例に適合させること。

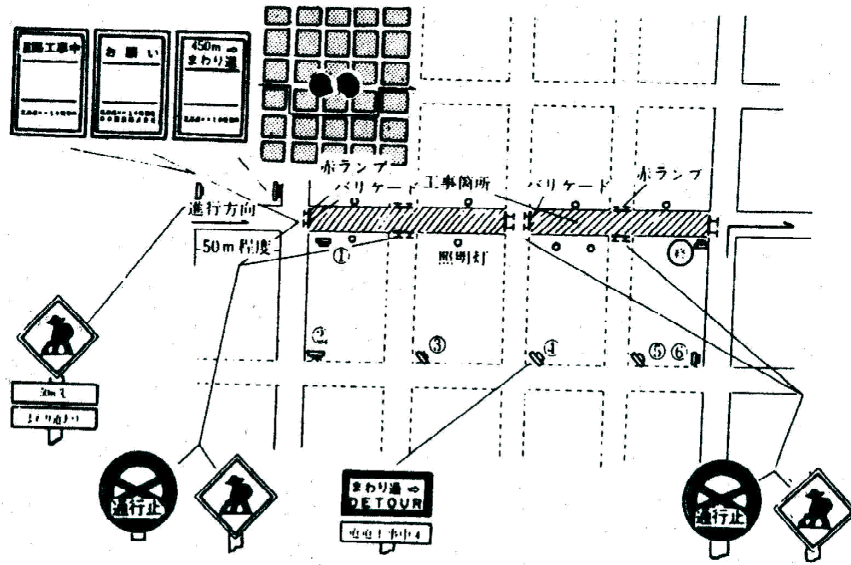
イ 全面通行止の場合

(ア) 必要とする標識

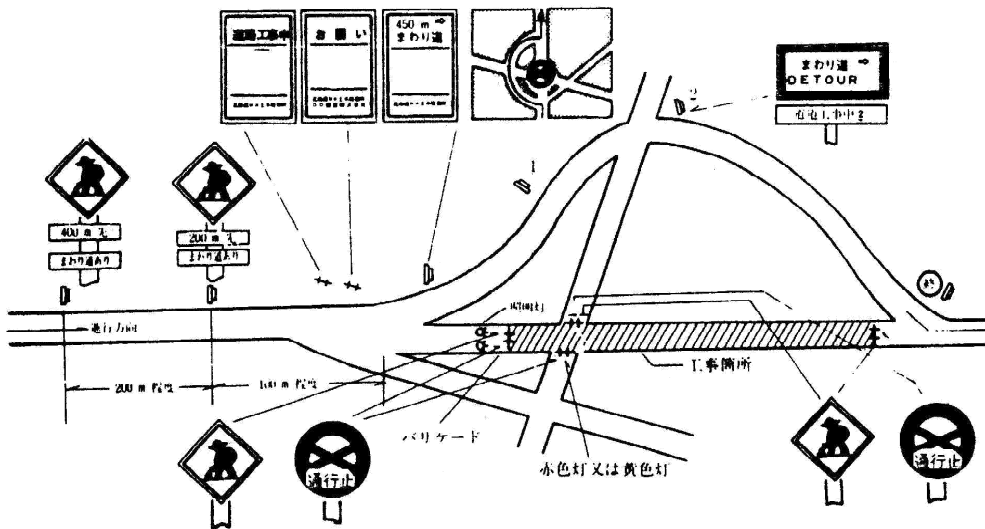
- a 標識等、道路工事中（213）徐行（329）通行止（301）まわり道（様式1）お願い（様式2）及び道路工事中（様式3）及び補助標識
- b 防護施設等バリケード、標柱及び夜間にあつては赤色灯（又は黄色灯）

(イ) 設置の方法

〔例〕市街地の場合



〔例〕 郊外の場合



注 (a) 道路工事を夜間に行う場合及び工事中のまま現場を夜間放置する場合には、赤色灯（又は黄色灯）及び照明灯を必ず設定すること。

(b) バリケード及び標柱は、状況に応じ併設すること。

(c) 〔例〕は、進行方向に対する最小限の設置例を示しているので、反対方向についてもこれと同様とし現場の状況に応じ適宜増設すること。

(d) 工事箇所が移動した場合には、これに応じ標識等を設置例に適合させること。

(e) 交通区間内に他の道路が交差している場合は、その道路の交通量その他の事情を考慮し、最低一車線の交通が確保できるよう努めること。

ウ 四車線以上の道路において、そのうち一車線を通行止して工事を行なう場合片側通行止の場合に準ずる。

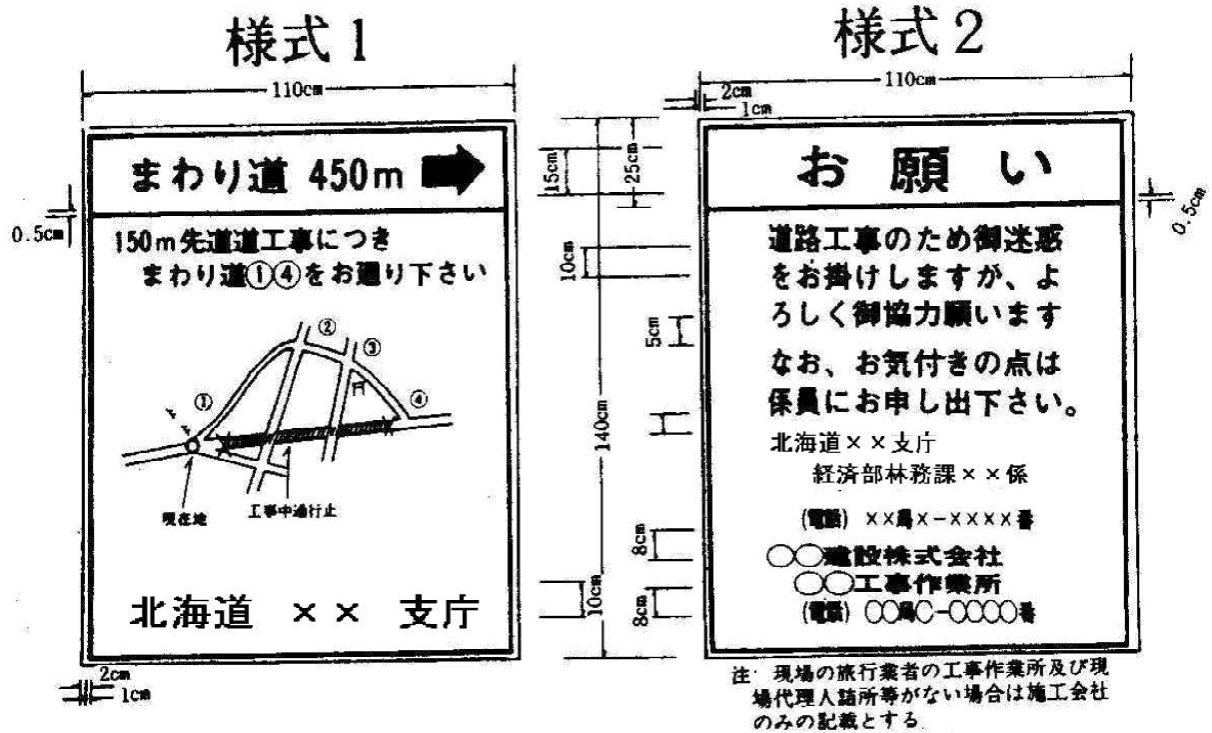
(2) 道路上で軽易な工事（作業）を行う場合

ア 必要とする標識等

(ア) 標識等、道路工事中（213）及び補助標識

1-2-2 道路標識、補助標識板、表示施設及び防護施設の規格

1 表示板等の様式は他の通達等に定めるもののほか、次に掲げるものとする。なお、警戒標識は 1.6 倍、規制標識は 1.5 倍を原則とする。ただし、道路の状況等により前者を 1.3 倍、後者を 1.0 倍とすることができる。



2 片側交互通行制限予告看板



- (1) 下地は、白色とする。
- (2) 文字は、この先○メートルは青文字、片側交互通行は赤文字とし、蛍光ペイント又は反射シートとする。
- (3) 上部標識は、白色の下地に青で縁どりした板に標識令 213 (全面カプセルレンズを使用) を明示すること。

1-2-3 道路標識及び補助標識板

1 材 料

針葉樹の 2 等材又はこれと同様以上のものを十分乾燥したもので、気温湿度の変化に耐えることができるものとし、その厚さは 2.5 cm とする。

2 塗 装

良質のペンキを 2 回塗るものとする。

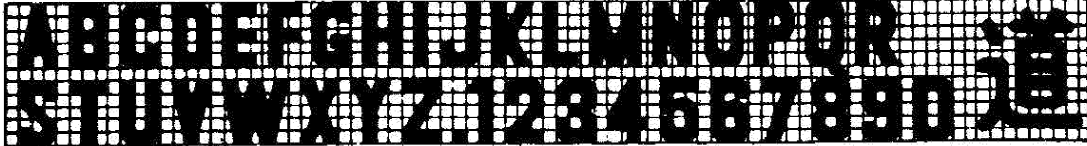
- 3 長期にわたり変色しないものを用いる。

なお、標識板はまわり道（120 - B）を除いて、反射材料を用いるものとする。

又、補助標識板にあっても反射材料を使用するのが望ましい。但し、夜間において遠方から確認しうよう照明装置を施した場合はこの限りではない。

- 4 文字の形

文字の形は次に図示したものを基準とする。



- 5 文字の大きさ等

寸法の図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

- 6 色 彩

図示の色を用い、詳細については3.によるものとする。

- 7 寸 法

図示の寸法を基準とする。

- 8 取付け

(1) ボルト止めとし、座金及びナットは、鉄製亜鉛メッキしたものとする。ただし、工事が短期間に完成するものについては、釘止めとすることができる。

(2) 標識板は2枚継ぎとし、両端にはそり止めを付け、でき上りは所定の形状、寸法とする。

- 9 製品の検査

検査の結果、次のアからカまでに該当するものは不合格とする。

ア 所定の形状、寸法と異なるもの

イ 文字（数字を含む）、記号等の表示が正確、鮮明でないもの

ウ 色彩、色調又は光沢が不良又は不均一なもの

エ ひび割、はがれ、しわ、その他著しい欠点があるもの

オ 板の継目にすきま、または食い違いがあるもの

カ 板にゆがみが生じているもの

1-2-4 表示施設及び防護施設

材料、塗装、顔料、文字の形、文字の大きさ、色彩、寸法、取付け及び製品の検査については、図示の例及び前記1-2-3の基準に準ずるものとする。ただし、顔料については、表示施設にあつては、様式-1の上1行（たとえば、まわり道450 cm→）及び様式-3の上1行の道路工事中は、反射材料を用いるものとする。ただし、夜間において遠方から照明装置を施した場合はこの限りではない。